

ETC カード特約

第1条 (本特約の趣旨)

ETCカード特約(以下「本特約」という。)は、会員がETCカード(いずれも次条において定義する。)を利用する場合のSBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)(以下「会員規約」という。)の特約を定めたものです。ETC会員(次条において定義する。)は、会員規約及び本特約を承認し、道路事業者(次条において定義する。)が別途定めるETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」という。)及び関係法令を遵守して、ETCカード(次条において定義する。)を利用するものとします。

第2条 (定義)

本特約における次の用語の意味は下記のとおりとします。

- (1) 「ETC会員」とは、会員規約で定める本会員のうち、本特約及びETCシステム利用規程を承諾のうえ、ETCカードの発行を当社に申込みされた方で、かつ当社がこれを承認した方をいいます。
- (2) 「ETCカード」とは、当社によりETC会員に対して会員規約に基づいて発行されるカードで、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払のための機能を付した専用カードをいいます。
- (3) 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社並びに都道府県及び市町村である道路管理者をいいます。
- (4) 「ETCシステム」とは、ETC料金所において、ETC会員がETCカード及び車載器並びに路側システムを利用して通行料金の支払決済を行うシステムをいいます。
- (5) 「ETC料金所」とは、ETCシステムが利用できる道路事業者所定の料金所をいいます。
- (6) 「車載器」とは、車両に取付けて路側システムと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- (7) 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設定され、車載器と無線により通行料金の支払いに必要な情報を交信する装置をいいます。

第3条 (ETCカードの発行)

1. 当社は、ETC会員に対し、会員規約第2条のカードとして ETCカードを発行します。また、ETCカード年会費は、会員規約第9条が適用されます。
2. 前項のETCカードの発行は、当該ETC会員用の他のカードが発行されていることを条件とします。
3. ETC会員に発行されるETCカードを原則1枚とします。

第4条 (ETCカードの機能及び使用方法)

1. ETCカードは、当社が特に認める場合を除き、ETCシステムを利用した有料道路の通行料金の決済機能のみを有します。ETCカードでは、マネーサービスは利用できず、マネーサービスご利用枠も設定されません。
2. ETCカードの利用開始にあたっては、ETC会員は当社所定の手続きを行う必要はありません。
3. ETC会員は、ETC料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線により必要な情報を交信する方法又はETCカードを提示する方法により、有料道路の通行料金の支払いを行うことができるものとします。この場合、ETC会員は、売上票への署名及びカード暗証番号の入力を行う必要はありません。
4. ETC会員は、本特約及びETCシステム利用規程の定めに従ってETCカードを使用するものとします。また、ETC会員は、車両の運行に際しては、車載器の定められた用法に従ってETCカードの動作確認を行い、異常がある場合には、ETCカードの使用を中止し、直ちに当社に通知するものとします。
5. 前項に違反したことに起因する損害は、ETC会員の負担となります。

第5条 (ETCカードの利用代金)

1. ETCカードの利用代金は、ETC会員の会員規約第12条のカードショッピングの利用代金として取扱われます。
2. ETCカードの利用代金の当社からのご請求は、道路事業者が作成する請求データに基づくものとし、ETC会員は当社に対して当該請求データに基づく金額を支払うものとします。なお、万一道路事業者作成の請求データに疑義がある場合は、ETC会員と道路事業者間で解決し、ETC会員は当社へのお支払の義務は免れません。
3. 第1項にかかわらず、やむを得ない事情により、道路事業者が自ら通行料金をETC会員から徴収する場合があります。

第6条 (ETCカードの廃止)

ETC会員用に発行されている他のカードが全て廃止となった場合、当該ETC会員用に発行されているETCカードは廃止となります。

第7条 (ETCカードの紛失・盗難等)

1. ETC会員が、ETCカードを紛失し、若しくは盗難にあった場合又はETCカードが毀損若しくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
2. ETCカードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、会員規約第 35 条(カードの紛失、盗難及び損害の補てん)によります。
3. 車載器に挿入したままにする等ETCカードを車内に放置していた場合は、会員規約第 35 条第 3 項第 1 号に該当し、紛失、盗難についてETC会員に重大な過失があったものとみなします。

第8条 (免責)

1. 当社は、ETC会員の責めによらないETCカードの利用代金の決済にかかる事項を原因とした損害を除き、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故や第三者との紛争、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛争の解決及び損害賠償の責任を一切負わないものとします。
2. 当社は、車載器、路側システム、ETCカードその他ETCシステムの不具合または機能不良に起因してETC会員または第三者が被った損失、損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等当社以外の事業者が実施するETCシステムを利用したサービスや割引制度等が適用にならないことによりETC会員が被った損失、損害について、一切の責任を負わないものとします。

第9条 (個人情報の取扱いに関する同意条項)

ETC会員は、当社が、個人情報の取扱いに関する同意条項第 4 条に基づき、本特約第 5 条第 3 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収する目的で、道路事業者に対し、ETC会員の氏名、住所及び電話番号その他ETC会員が当社に届け出た当該ETC会員の連絡先にかかる情報を通知又は提供することについて、あらかじめ同意します。

第10条 (特約の変更)

本特約を変更する場合は、あらかじめ ETC 会員に変更事項を通知する(あらかじめ ETC 会員の承諾を得た場合、電磁的方法によるものを含む。)ものとします。通知後に ETC 会員が ETC カードを使用したときは、ETC 会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第11条 (適用関係等)

1. 本特約は、ETC会員のETCカード利用について、会員規約の特約として適用されます。
2. ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETCシステム利用規程によるものとします。
3. 本特約中に特に定義のない用語については、ETCシステム利用規程に定める用語と同義とします。